

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、何よりも年金特別便を根気よく行使する
大変だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた頃は、地方府にて群一杯の努力をして仕事を得て来たと思っており、年金記録問題について、今や何でも問題で引き起すと言う事は参考もしていませんでした。
テレビ等で報道され次第に次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では反省点と言ふ事より、この問題で何様に早く解決していくかが大事です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になしね。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の取り扱い以外には、考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

決めて疎かに扱つていてせんでした。
加入料の調査額に付しても、ついねりに付して
1. 本人の申込書類にてても、十分に説明が
検査されていません。ただし、本人が勤務(夫婦が
ないときも)の場合にはその限りでない。
記録の遅延と隠し、補正等付的確に行かれたり
思つてます。5000万円の報道には驚きました。
あくまで、本人の記憶からして検査されていません。それ引き
き手帳名を詰し、加入履歴がまだどうか、本人に確認

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. まず、オンライン記録を早く結ぶことをやめた。
年金の申請手続に対する改善を行ってきたが、あくまで
本人からの申請が基本と考えられてきた。
特に古い記録は、本人から申込書類の限りどう
にうもつかない。紙面帳管理上で以下。今はまだ手帳に対する意識は高く
基礎年金番号の導入の際に、時間と費用とがかかるのが
思ひとおりです。
社会保険は「いかにいいか減る機関であるか」
それが報道されてますが、不快を感じます。
現役機関が良いと感じる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、年金の受給権の確認、
支給額の算定について重要な要因であることは間違
いとおりであります。今の様な問題が悪化していく
ことは残念でなりません。

新聞、テレビ等の報道機関で知らざれば勿
世内一般に知られていない事以上のことには
は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に効率がありませんが、記録の正確性が
最優先に重要と考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録について年金の受給権の認識、年金額の算定について重要な要因である事は当時から記憶してあり、これを適切に理解されるべきものと思っていてとこうであります。
新聞、テレビ等の報道欄などで知らざりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まだ、今であります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <input checked="" type="checkbox"/> 事務局長		
(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 自分が勤めた会社名と、会社が社会保険事務所に届けている適用事業者名が違っていて、本人が知らないケースがある。
- (転職等で勤めた女性で)年会から若い方が採用され、それで生年月日を偽装して申告しているケースがある。
- 中には、偽名を使っているケースもある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、国民年金の場合、保険料を納めに場合、納付書を受け取ることにより、自分で納めた期間を管理していたが、厚生年金の場合は、自分で年金手帳に記録しておけば、よいのだが、記録を残している人が少ないとと思う。

今、政府が実施している「年金特別便」のような形で、本人の手許に残るようにしておく方がよいと思う。

また、各被保険者も、思合いかつた時、きちんと確認し、回答しなければならないと思う。基礎年金番号導入の際、疑惑があるものについては思合しても、回答がつかない、今まで統合の記録が数多く残っているのかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「面に浮いた年金記録が5千万件ある」と
マスメディアで報道されて初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役時代に年金部門を担当したのは国民年金ですが、国民年金発足当時は年金制度を理解していない人が多かったので、将来、無年金者を玉さないようにするために保険料の未納者宅を市町村職員や里親員と一緒に戸別訪問(査証留守の場合は複数も)し、年金制度の大切さを教え納付説得した。過去に勤めた期間があつても少しの厚生年金の加入期間では、年金に結びつかないと思っている人もいたので、戸別訪問した際には必ず、加入したことがないかないか確認を取り、されば、加入期間を調査し、調査結果を渡すとともに国民年金の資格記録も整理した。又、各地域ごとに年金相談も積極的に開催し、厚生年金に加入したことがあり、期満切れでない人は、若いうちに調査確認して記録を持つよう指導した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いろいろ もつかないと思いますが、
 自分たちがやってきた昔のこと 知つ
 てゐる 旧知識を活用するのも役立つ
 かも知れません。
 名前も作業には?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳が出来るまでは被保険者が再取得するとき、初めて取得した番号と十分調査して確認せず、新規に番号をつけて処理したことであった。
これらの人のが年金受給者として請求に来るようになってきたころ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所内では勿論、各地へ出向いて一人一人の年金相談を推進した。
その時 65才未満の在職者に請求年金受給可能者リストを作り、それらの方には個々に通知を出して年金相談に来るよう促進して相談に応じたり、記録の重複者にも通知して年金相談をした。
その当時は仕事の量、時間的な制約の中でやむを得ないことはやったと思っていましたが、現時直面する大きな問題によって後輩には申しわけない、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方においては、国民年金委員の力り力を發揮すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・基礎年金番号の統合、名寄せ、厘年記録の追迹(細合帳率4.12/令)
等について各県毎の10割の又は理済状況やその結果については地方において不明である。
- ・県内においても市町村毎の年金業務に対する取り組みや、認定機関の違いがあること。
このことは全国においても同様であるが、その時点での各県の徹底度が必ず
で異なると思われる。地方においては首長(担当職員)指導において公算があった。
社会保険庁としての市町村対策とともに強力に推進する努力が不足している
のではないか。
理事者対策結果から。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような大変な年金記録内部問題が存在していたことは認識して
いたかった。
その点において情報が得られ、また公算せんせんに伴う予算
措置がなかったならもっと早く終着していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録についてません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録についてません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者に付与されるべき年金額を正しく受給者とし得る最大のもの(年金のうちで長期給付に対する補助を必要とするもの)として、(第2回議会)議院運営委員会は、この問題を討議せんとする。この問題は、想定外の出来事である。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が省点として挙げられるかとお考えですか。

上に従事する者と、その監督者としての立場から、個別的な会員の問題を直接的に解決する権限を有する組織としての立場から、大まかに二つの方針がとらわれてゐる。前半は個別問題で、後半は統合問題である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和26年頃～50年代に健保記録・厚生年金保険被保険者原票の時代には、被保険者記録(健保記録番号・厚生年金記録番号)種別(氏名・生年月日・被保険者登録番号)と年月日(出生年月日・喪失年月日)を革紙セメントへ接着して年月日・標準額面明確化・同封販売月日(喪失年月日)を革紙セメントへ接着していきながら、該場所の記録不明として「事故リスト」となりその記録を返送されたり記録整備のうえ再提出していくが、その中には健保記録番号(厚生年金記録番号)で記録不明なものは「不明」として再連絡している。これらの不明記録は、一律どのように対処処理されたのが全くわかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者原票においては、被保険者原票は保管されていると思いますので、不明がなければ再点検が必要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年1月1日基礎年金番号に変更された時点において厚生年金記録番号・国民年金記録番号への統合実行をどのようにされるのか等問題があのまではと想っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

平成19年1月に基礎年金番号を導入した時点での年金記録(国民年金記録)の統合について十分な計画がされていなかったが、されていくければ今後現状を認識して未統合と努力と時間と費用をかけて調査せざるを得ないものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職	以下のなかから該当するものを選んで○を付けてください。 (本府) a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今実施している以上のものは考えません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は重要な役割に記録管理に努めてきました
ので問題はないものと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 厚生労働省に取得・喪失時に勘定簿・貸金台帳の確認を行う。

デメリットの施行規則の変更を伴う(5月以内)

② 貸金返却後の確認事務とするとため、健保証の交付が遅れる。随時差延が多くなる。

改善策。施行規則どおり届けさせ、貸金返却後、勘定簿・貸金台帳の写真送付させ確認させ

回答票③

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後布った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="checkbox"/> 現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	<input type="checkbox"/> 本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の回収を100%回収するため、回答のなりきへ発送を3回～4回行ない、最終的には戸別訪問を行う等全力をあげる。

回答欄に在職とき時使用した事があると思われる氏名または文字、生年月日を記載する欄を設ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

名簿から原票に切り替えた時期(昭和36年～37年)の事故リストの処理が一段落したが、原票方式に切り替えた以降の事故リストの件数が年々多くなり出した昭和48年頃から、府業務センターへ進達した記録の入力が遅滞なく正確に行われているか疑問を持った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点での場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるかお考えですか。

保存すべき年金記録の増大に伴い、名簿方式、原票方式、オンライン方式(基礎番号・名簿セ)と事務方式の変換が行われたが、切り替えた時に完全な作業が行えたか?また、あまりにも善意の立場で届書を信頼して処理を行ってしまった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の整理等については、本学
の措定で実施されていたもので、地方
の意見で整理されたものでより
と考える。地方では事業者からの
面倒を心配しない裏で教習してた
アシスタンスはないと考えている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分りません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	本庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決の迅速化を図るため、市町村の協力と更なる相談窓口の強化を図らねばどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期的に亘る被保険者記録を正確に管理することが
職務であると認識していました。
たしか他人の記録覗きみ事件がマスコミに取り上げられ
時期だと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適正な給付上、記録管理が最も重要なことを
職場研修等で取りあげました。
また、現時までみた場合、被保険者自身が自己的記録を
チェックできるシステムを取り入れていれば良かったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録について、公表されている内容以外はないと
思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 収給者等の記録について、1人1ケースずつ
と見られて、追跡調査しきめをろれない。
2. 収給者等の被済するすれば、政治的な被
済が必要となる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を適正に管理し、最終的に適正な給付を行なうため、日常の業務があり、そのため努力をしています。
又、内題の存在を知ったのは、この内題が発生した数年前である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日常の業務にて、長期にわたりて記録の適正管理、適正化努力を行なうことは、当然かと思いつつも、そのための努力をしてまいり。
反省点としては、オシラ化初期段階、ため積滞の状況を記録している旧当面を、本筋の措置を怠る、
結果として残すべきであります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本 庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

月の途中採用者を翌月1日取得日として、また末日退職者を同日喪失日とした場合、採用時と退職時の2ヶ月以内未加入期間が生じます。事業者は保険料負担の削減のため、従業員は保険料の支取りは少くとも多くはいい。

年令許容で就職した場合、翌年1月1日以後は必ず年金手帳が発行される。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の保険料納付証明の実質について
御用意に協力

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインでセカунド時期入力ミス原因
和歌山県は多くはないと思う 县別の数値を
公表してほしい

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各種届書は必ず請求欄の確認をしてから提出
郵便を信頼確認もしっかりと事実確認を行なう
私は既退職した現在 異数の知人(事業経営者)と連絡
をもち、取得日数入力動作を伝授。ハートの未加入等
の審査誤りは既存も改めてみてよろしく
届書の確認を実践していく限りの内訳は将来永久
に解決はいくと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

回答票③

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者記録(年金記録)が名簿方式から旧台帳へ、オンライン化に伴う年金記録の切替等々、一連の業務(地方庁から社会保険庁への記録の進達作業)の流れで誤字、判読不明等で正確に処理(入力)されずかかることが、一因であると思われる。

しかし、これらの業務は限られた職員の中で、点検、進達という業務を処理すればなるべく外縁にあったと察する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合・未記録で、基礎年金番号、厚生年金番号を交付(払い出し)した地方庁(都道府県名)が判明すれば、当該社会保険事務所に勤務していた退職者および市町村の担当者に意見を聴き、調査するの二つの方策と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

もちろん年金記録については、被保険者の方々に上っては、大変重要な問題であると認識はしていました。
「どのような問題が存在する」ということは、在籍していた当時は知るよしむから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍していた当時は適用事業者および被保険者の方々には厚生年金番号は「一人一番号」であるということを指導してきたところであるが、職種によってそれが徹底されていなかったと見受けられる。また、被保険者記録(年金記録)の運営業務を担当した当時の職員も膨大な業務量を短期間でしかり少人数の中で業務処理をし、充分な点検等ができなかつたことが一つの反省点と思われる。
また、以前は国民年金事務の窓口は市町村本部であったが、いつの間にやらこれが廃止して国で行うことにされた。このこと事態がそもそも間違である。これが年金記録問題の反省点の一つである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現状、何問題視されるかのシナリオの事についての認識
はない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、進めている(進めようとしている)方策はベタ
で行なつかと思っている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時代には、年金の受給権の確立は、同氏の
老後生活保障として非常に重要な認識であり、行政
を推進していくと自負していました。
このような年金記録問題については、本県においては
組織ではなく、問題と認知したのは、新聞
報道等であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点、
 1. 現在のところ、個人情報保護の徹底、コンプライアンス
 の導入の徹底等の意識レベルが、年金法施行
 (昭和19年)、年金法施行(昭和36年)から既往の
 变化への対応が遅れています。(確立期)
 2. 年金権確立は長期間の記録保管が
 必要ですが、そのため規定に沿ったシステム構築が
 制度設計段階からされていないのであります。
 (システム改善の要望は、必ず実現されなければならない
 事項)の関係で
 せまい意(いまとど……)ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
医療保険局	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細は分からぬが 現行式は亡むを得ないと思ふ。しかし、マスコミによる以下の点が懸念される。

① 耗費の士気、疲労

② アルバイトの雇用が短期間であり、
賃率が上がらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・膨大な量の記録の中では、事故は皆無とは思っていなかったが、これ程の量とは思っていなかった。
- ・マスコミによる「5千件」報道があるとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・生活に差し障りの無い範囲であればO.Bの一員として手助けができるのではないか、と考えていた。
- ・地元は、誇りを持って真摯に業務にあたってきた。この点について非難難を受けることは無いとも思っている。しかし、組織内での都合の良い考ふに落ち入り、外からの視点で見つめ直すことが十分でないためと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下のものの中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがございましたら、具体的にご教示ください。

世界一般に知られてゐるかどうか、自分にて判断つかないが……

- ①社会保険大統括に採用されすべ業務課と医師。各当時の業務課長が年次算定の正確性について開示されてゐるが、前記が被保険者(被扶養者)は「年次で」請求(請求書を提出せしめ)する。この後復元は「2年を以て」が完全に復元が本手であるが下記の如き。
- ②家庭の関係で離婚といふいかない。専命の間とて名義、生活の保障ありがて得られり。Aドテルは仲居サムラノ就職(暮、完備)、被扶養歴書は家族夫に探し当つて、れども困る。氏名、生年月日等全の虚偽、初級Bドテルに本入社、被子手札では、Aドテルとは全く違ひ。氏名、生年月日、賃料金被保険者等は新規登録。ひし、家庭の都合で、食い別人としている事想がいた。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の者が、今古に相違無く報道を以てゐる。
政治部員は相違報道の要因があつたと思う。以上取扱い以人
間の期間にて調査して正確完全な統合へ無理を以て居る。
本邦定期刊と書くが限界がある。早く本邦の業界に度を以て
ゆる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険が強制採用時、上司より、年金記録の重要性を聞かれて、そのことをいつも念頭に、日頃の業務を行なう。それにより、記録不完全が何十件かあることは想像もつかない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録が定期的に保管必要となると、採用時に設立され、以後日々の業務が常に検査に漏れがちで、これが原因で、年金記録が複数枚ある。そこで、年金記録の整理と複数枚の年金記録の統合を行なう。今後は、大変重要な記録であるため、万が一の事故で失われても、戻すことができる。そのため、行政監査等から、年金記録の漏れが指摘されたことがあり、有所、御署名の場はあり、国民へこれをすれば良いことではないが、社会保険に因る不正行為が問題だと思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁 <input checked="" type="radio"/> 地方庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員を増員、処理体制の拡充と相談体制の拡大によりサービスの向上と迅速な処理をお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の受給資格を得るための期間として認識、平成19年6月頃新聞・テレビ等の報道で初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン切換時の事務処理体制・ツヅク体制の問題

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別 紙

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別 紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別 紙

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別 紙

ご協力、ありがとうございました。

(別 紙)

私はかねてから一度中央に対して物申したいと思っていました。したがって失礼な文言が出るかもしれません、年寄りのくれごととしてお許しください。

私は年金の問題について、報道され、しかも当時の総理大臣や、厚生大臣が「申し訳ない一人残らずお払いします」と答弁されているのを見て、実態も把握していない段階でそんなに簡単に答弁をするのかとあきれました。

又、国会の証人喚問に全国社保委員会の会長と、誰か?全国社労士会会長?か忘れましたが出られたと思いますが、この様な実務経験の無い人を呼んで何がわかると思ったのですか。結局「すみません、すみません」で国民に何も理解されず、火に油を注いだだけではないですか。

確かに紙台帳の記録をコンピュータにインプットする段階で、転換ミス等があつたと思います、それは社会保険庁がミスとして誤るべきだと思います。しかし、事業所(労務担当者等)や被保険者自身にもかなりのミスがあつたと思います。

一例を挙げますと、当時5人ぎりぎりで加入していた事業主は、営業もしなければならない、経理も、その他全ての雑用も一人でしなければならないときに、従業員に退職されますと、住民票はおろか履歴書も取らず年齢も偽っているにも関わらず、すぐに応募してきた人を採用し、仕事をさせる云うケースが多くありました。

被保険者は会社を転々と変わっても、其のつど「勤めは初めてです」と云うものだから事業所からは「加入初めて」に○をしてきます、社保事務所の職員は初めてだと云うことで新しい年金番号を払いだします。一人で何枚かの年金番号を持っているのはその為です。当時、私たちはそうした人を見つけては、「この様な事をしていると将来年金を貰えませんよ」と注意し訂正届けを出させました。

しかし、犯罪歴のあるひとは、氏名も、生年月日も、住所も全て架空の申し出をしているケースがあるといわれています。

この様な場合本人も、氏名や住所等はほとんど覚えていない様です。この様なケースの記録は絶対につながる事はないと思います。

又、脱退一時金についても、「数珠繋ぎで将来年金を貰えますからおいておいたらどうですか」と説得しましたが、女性は「嫁入りの費用の足しにしたいから」とか、男性は「20年も経つて孫の小使いぐらいにしかならん」とか、「先の千両より今五両と云うてな今金が欲しいのや」と我々の話を聞き入れてくれませんでした。

年金制度も段々と改善され「一時金を貰わなかったらよかった」といっている人がいます。こうゆう人達が一時金をもらったのを忘れていたらどうでしょ

う、忘れてなくとも貰っていないと申し立てている人も無いとはいえないといえません。

私たちは戦後の混乱期に初任給5,500円で超過勤務手当もろくろく貰わないでも、自分の仕事はやり遂げなければと、一生懸命努力してきたつもりです。

一時期ドイツ等から「今まで日本に色々と教えて来ましたが、これからは教えていただかねばなりません」といわれた時期があったじゃないですか。

それが覗き見問題を契機に、国會議員の腹癱せとも云うべき、社会保険庁潰しになったのではないですか。

いまリストラされようとしている職員を見るとき、涙とともに怒りがこみ上げてきます。

今になって、在職中に何かがあったのではとか、拠出金を出せとか、今回又この様な文書を出せといわれる毎に、残念な思いと、腹立たしい思いがいたします、今拠出金を出せといわれるならば、私たちが実績の3割程度しか支払われなかつた残業手当を清算してもらいたいと思います。

私は「よく頑張った」といわれようとも「反省せよ」と云われる事はありません。

政府は社会保険庁に全ての責任を押し付けるのではなく、もっと真実を国民に説明をして、納得されるよう努力すべきではないでしょうか

そして厳密に調査し、確実に保険料を納付されていた方には、利息も含めて支給すべきと思いますが、いくらかでも年金を払えば納得するだろうというような、安易な考えは絶対しないようにお願いします。

以上が私の質問1～4までの答えです。

追伸 長妻厚労相にメールをとありますが、私は不調法でメールは送れませんので、この文書をお渡しいただければありがたいと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない年金記録の問題は、存じていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の記録の誤りを転写に直接担当したことがない詳しいことはわかりません
国民年金の場合は、かたがた納付未満した記録は、市町村→
社会保険庁→地方庁へ並進する形で、管理されていますので、
この間にあって誤れ録の開通が生じたことなどとあります。

しかし、現時実にあって、検査/エカ、井戸手作業、管理して
いた当時の記録を、すべて正確に把握することと困難を
思ひ出します。

よって、本人の声を一貫基準を設定して、一律救助
する以外になりようがありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に年金記録問題が浮上しました。
在職中までは、社員方及び上司の指導のもとに、どの業務を担当するかに追われ、年金記録も意識する余裕はありませんでした。
年金記録問題を知ったのは、退職後で年金制度などを学ぶ時です。(時期は平成17年1月頃か?)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は通常20歳から60歳まで、10年間の記録を正確に記録することを心掛けています。
在職中は、どの時代のシステムの中でも正確な記録を心掛けていました。
しかし、今後電子システムで管理していく入力するは人間の手をあきらめ、何十万人の加入者の記録管理に何%の誤記録が生じるかは、さすがに心配だと見ています。
よって定期的に加入者の管理に取り組むことを進めるなど、~~年金~~年金防止システムの導入を検討します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考へては有りません。
地方社会保険事務所には今までには対応の方法
は有りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた時期は平成14年頃にはこのようないくつかの問題に認識していませんでした。
このように問題が存在していることを認めたときに、本音で受け取らなければいけないところが多かった気がします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省として1つ、社会保険事務所にありて、法人化の際に多く未端取扱いまでの指導が行き渡らなかった点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 i. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> j. 事務所長 k. 事務所課長級以上 l. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

月刊。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1) 月刊。年金記録について。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 重複登録等のオーバーラップ未統合問題では、年金支給請求あたっては、本人の申請に統合と正しく規定出来ないと解っていた。
(現取締)
- その他記録問題についても知りながらいた
2年前?のテレビ新聞

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現時点でのどうなれるか?
- ①オーバーラップの基準未統合5千円未満で
基準未達時(17年1月)他の年金・年金額が決済して同じ日本人が届出を出さなければ、その他の年金額が未達したのにやるべきだ。
ただし、年金支給額不足等により年金額が未だと思つてる。
年金は請求料がかかるのであり未統合であつて正しく整理出来ないと感じた。
 - ②厚生省当時の143万件、船橋市当時の16万件、コロナ禍で船橋市にて
社会貢献度22%→未承認請求を地方方に移さなければ、どのように指導してきたか
 - ③オーバーラップの誤入力について
社員登録等の事務的ミスである。
オーバーラップ登録等の多額の年金改修処理を引き受けたのは残念である。
入力エラーを認めた上で取り扱つた。
 - ④
 - ⑤
- その他

ご協力、ありがとうございました。

④ 保険料納付
「誰が何時に誰に誰をいついつへいついつへ」

「年金記録未統合問題」

①年金支給日と2020年の(持用を試用開始して)導入より本人の
間にどの間で差があるかが想定されるところ。

②国民年金について

- 厚生年金社会保険後援以前は市町村からの年金記録(レシート)と印字
枚数と金額を市町村単位又は月単位で算出した上に手書きで記入
- 本人と市町村の関係
国民年金手帳に印字の貼付、その後金額納付印に記入等。

時代の流れ

国民年金の収納から市町村手帳納付会(婦人会・長老会)に繋がり
その後上場(?)で結婚は既年金を被めない人ほど年金は要らないから
納付料金と年金が大きくなる居たと云う。
今、新聞報道等はSNSや高齢者会に申込書類を提出しておいでないか
年金会員公止に請求をされると努力してほしく。安易に?一津に認めた
ことの恐れ(さえ)大いにほしい。

⑤ 年金計算基準及び支給額の算出方法未明瞭化について何が年金未明瞭化

- 24年多くあるとおかしい。
- 手帳から何葉(?)の社会年金額の判明等、これが公表すべきである
この何葉(?)すべての年金額が明文化されれば
それが実現すれば「なぜか」全国に広がる問題が解決し色々危険は
それだけSNSで確認取方策がいいかのであります。

その他

年金制度がその他の年金制度と併用申請主に届出、納付義務者! 国民年金に
かいては本人に加入、高齢の届出、納付義務者とせば、年金受給に際しては規定請求能
力を定めており、正確な記録と社会保険の当然の義務である。
この年金記録問題は大きな問題である。
だからといって、大臣御用だらう言ふより、年金に解消しようとする原因、真実を
明らかにして、訴えの上に罰則、正直者、またに仕事にハラカルに越えさせることなく
次に進みよべきと思う。

60歳年齢未満で年金制度を根底から崩すなどは政治的手段法体
いかがおもつかと思ふ。
以上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・ <u>国民年金課</u>		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的な

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金認識 (これらがで
退職後にかかる事がわかつたが。
これ一通りなれ込みたと思)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金ありますせん。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（記入欄）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（記入欄）

脳梗塞疾患により記憶障害がありすらうくお預りします
配偶者

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険行政事務センターではなく社会保険事務所へ来て実査査定をすれば叶数的には大きな整理が出来ると感じます大誤り尚 ゼカソラガ取扱いの点を採用するべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録は極めて大変であると認識していた。
- 旧被保険者名簿の一郵便大手降戻券による火災薬による焼失により、はうばろと落失している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 旧名簿の保管については、家庭用ビニール袋に入山落失しないようにした。(被保険者名簿)
- 著業者(名簿)については、書き換えるの保管しないでいたが、通じの著業者(業主)名簿を作成した。
- 焼失名簿の記録不明者については、別番号を払い去させていた。(例 和 000000 → 和 000009)が払い出上場が整理されていなかったので、和名簿の整備を一部であるが行った。
- 被保険者原票の複数をしめては未実戻である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本統合型記録分について、本人の申立てを持って確認することにもさかしさを感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人情報保護法の施行に伴い、相談窓口で対応が半務的になった。基礎年金番号に統一されていない記録を掘り起こすために、取扱に基づく期間照会を行わせる等指導した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

通常の業務においては、省・庁から示された手順により遂行しており、今回ののような問題が生ずるとは一切考えた事はない。
職員は、私自身を含めて法・通達に基づき真剣に業務を執行したものと確信しております。

但し、被保険者及び被保険者である方と使用者(事業主)との意の疎通不完全であるかというかは疑問を持つところです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者が事業主の届出に正確に認識する確実な方策を取り入れない限り、支給資格の過誤は把握は困難と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所総合調査或は会計検査院の調査における被保険者の取扱い、賞格喪失届の不適上等是正を図るため事業主への指導が厳しく徹底していましたが、被保険者及び事業主側において現存の年金問題のような認識は「笑の話」として余りにも無感心なのが外れただよに思慮する。相互扶助の認識も薄らかのようにも思われます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自身としては、将来の生活において年金で生活をしなければならない時期が到来するのではないかとの不安感を持っていましたが、費用(保険料等)の関係で一部の事業主や被保険者に未介理解が得られず、今回の様の問題が浮上したことは非常に驚いた。

なお、地方庁の職員においては一部の者を除いて本庁(業界セミナー)においてどの様なシステムで年金記録が構築されたかを認知しておらず、それらが周知されても地元の責任を負面に隠すことはいささか懸念しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ある程度時間が必要かも知れないが、被保険者受領の年金記録の
回復のため徹底して制度確立作業を行なうこと。
また、今後においては「法人定期便」の活用により、随時記録確認
を行い二度と年金記録が壊されないよう努めなければならない。重要なことである
と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時に於いては、現在言われている「未収年金希望に未完全申請」が
5千件等があるとして、未収金としての請求を行なってます。
ススコミ報道等ではじめて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在行われて、「未収金未申請」等々、早くから行われていいか
はと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在報道されている問題は以外には知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%の解決は無理だと考える。例えば
読みない氏名を無理に読んでしまうなど。
地方で仕事をしているが、本庁の指示通り
業務を行つており、本庁では地方の言葉が
受け入れられることがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今 いわれているような問題があるとは認識していなかった。

平成18年6月

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場としては、来客対応に腐心して
業務センターでの入力端末で、正鶴町
支所月日入力がされない事も大きな
問題である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持にあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行政の継承の人が徹底的に解明されると考えるが、復元型をめぐらむ方向とするのか
区分がささるので

「年齢につけては、後医療者家族
他の立派な元も基に再び診て貰うと
発展がちがうたが、直面して働く人の
立場をどうするか
行政をどうするか」という点

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録業務を担当する部署が複数
ある中で、市町村、被保険者及び支給
機関の違う場合は該当書類を確認
し下記記載事項の有無を次
社保から産業共済まで該当書類が大量に反
映されると記録問題と見ていいのは明らか
な印象

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当者ごとに全会員月額を金
額の空き枠をされ入力次第は場合は
即時反映されば(業種によっては
反映されない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全ての問題点については、明らかにして下さい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に更に迅速に一つ一つ解決する以外にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①未統合記録問題については、行政側における職権処理が出来ないことから、将来的に問題が残ると感じた。(統合化)

いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

①行政側における職権処理が困難であるため、被保険者等に周知徹底したが、回答・関心度は極めて低くいた。

②市町村との連携を図り住民の情報と的確に把握する必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者名簿、台帳はすでに廃棄処分されたところが多いと聞いていますが、コンピュータへの未入力、誤入力については
入力前の名簿、台帳の確認整備、入力後の確認が充分ではなかった結果である。現在保存されている名簿、台帳のみでも徹底的に点検すべきと考えます。
又、他の部分と国民年金保険料の納付、未納付の件については、本人の申立てを重視し総合的に判断・決定せざるを得ないと考えます。

回答票③

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金制度施行時に作成された相当古い名簿には
資格期間が不明瞭な箇所が見受けられ、事業所へ照会
確認しながら処理をした記憶はあります。昭和48年頃
です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

お問い合わせありがとうございます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以前は市町村が各種届出、保険料・集金等の窓口となっていたので、実態調査するのであれば市町村にも調査協力を依頼すればと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍している時は、記録誤りのトラブルをなく、適正に処理が
行なわれていたものと思ひます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者へ年1回会員登録書を送付し、周知、確認をする
必要があったのではないかと想つ。

厚生年金の業務、徴収事務に従事した事がないため、詳しい内
容は分らない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	<input type="radio"/>
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	<input type="radio"/>
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	<input type="radio"/>
	d. その他(本庁)	<input type="radio"/>
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長 <input type="radio"/>
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹 <input type="radio"/>
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	<input type="radio"/>
	h. その他(事務局)	<input type="radio"/>
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	<input type="radio"/>
	j. 事務所課長級以上	<input type="radio"/>
	k. その他(事務所)	<input type="radio"/>

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

△△△

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙✓

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙✓

ご協力、ありがとうございました。

(質問3)

年金記録は将来の年金額を決定する重要な情報であることを上司、先輩から教えられ、日々業務に励んできたりし、経験を積むことにより年金記録が加入者本人に帰属する重要な情報であるとの認識を深めてきたものである。

振り返ると、就職した昭和40年代の国民年金業務はさん孔タイプライター処理による検認報告以外はすべて手作業による処理であり、全ての保険料収納記録を誤りなく記録することは不可能であった（と確信している）。

理由は、被保険者台帳の所在不明、市町村による検認票の記号番号誤り等々である。（もっとも、これらの記録は後日、整理したと思うが…。）

また、被保険者台帳の切り替えも経験したがその中で、旧被保険者台帳に記入されていた過去の記録で完納となっている年度は、新被保険者台帳へは空白（当県は納付した月数を表示した）とする方法が指示されたが、余りに簡略的であり時の経過とともに、被保険者台帳の移管を行った際に誤りを生じさせ、保険料収納記録が正確に記録されない一因でなかったかと思っている。（記憶違いがあるかもしれないが…）

(質問4)

消えた年金記録などといわれ非難を浴びている。確かに年金額を決定する重要な記録であり間違いは許されるものではないが、逆に間違いは常に存在するものであり、コンピューター化が進んだ現在でも様々なミスが報じられている現状である。

当時の、全くの手作業で膨大なデータを正確に処理することがいかに困難な時代であったかわかって欲しいとはいわないが、コンピューター化が進んだ現在の環境下で議論されているように思ってならない。

議論する土俵（＝環境）が違っている。

前の回答に書いたが、被保険者台帳の切り替えに当たっては、必要な人員・予算を確保し、誤りを最小限に抑えるための方法を採用するべきであったと思う。

平常業務においても同様、本庁は人員・予算を確保し、間違いを一件でも抑える義務があったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在一般に知られてない問題以外は、
お握りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と労力はかかるが、1件づつ検査を行なっていきながら対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は業務センターで完全に
整理されてると思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年記録の紙台帳の時代に不適合
リストの整備を行っていたが、このリスト
を完全に整理しておけば今後のものは
問題はあまり程度防げたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。